

当該市町村の制度で合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした各種事務事業調整方針案一覧表

資料1-3

「適用」：当該市町村においても新潟市の制度を適用する。(新潟市に制度があり、当該市町村に制度がない場合)

「統一」：新潟市の制度に統一する。(当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など)

「なし」：新潟市及び当該市町村に制度がなく、合併後も制度を設けない場合。

「経過」：当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。

分野	事業名	新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村	比較表ページ	調整案ページ
保健福祉	心身障害者扶養共済掛金制度補助事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	適用	経過	32	2
	高齢者紙おむつ支給事業		経過	統一	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	76	3
	寝たきり老人寝具乾燥事業		経過	経過	経過	適用	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	78	4
	高齢者訪問散髪サービス事業		適用	統一	統一	統一	適用	適用	適用	経過	統一	適用	統一	80	5
	高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	なし	なし	なし	経過	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	92	6
住民生活	家庭系ごみ収集及び処理事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	218	7
	拠点回収事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	226	8
	し尿収集事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	228	9
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	経過	なし	なし	なし	なし	なし	236	10
	防犯灯設置等助成事業		統一	統一	統一	統一	統一	経過	経過	統一	経過	統一	経過	270	11
教育・文化	就学奨励援助事業		経過	統一	統一	統一	経過	統一	経過	統一	統一	統一	統一	312	12
	特殊学級介助員配置事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	318	13
	学校開放事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	346	14
産業	商店街空き店舗等対策事業		適用	適用	統一	適用	適用	適用	経過	適用	適用	適用	適用	362	15
	中小企業向け融資事業		統一	統一	統一	適用	適用	統一	適用	適用	統一	経過	経過	364	16
	認定農業者の育成・確保事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	402	17
	農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	404	18
	農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	406	19
	農業金融対策事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	408	20
	土地改良事業補助金交付要綱		経過	統一	適用	適用	適用	適用	適用	適用	統一	経過	経過	416	21
	水田農業経営確立対策事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	420	22
	家畜防疫対策事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	422	23
	市民農園等の状況		適用	統一	経過	適用	統一	統一	適用	適用	適用	適用	適用	426	24
都市整備	市町村営住宅の状況		経過	経過	経過	経過	適用	経過	適用	適用	適用	適用	適用	436	25
	側溝清掃補助事業		経過	経過	統一	経過	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	446	26
	提出項目		25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件	25件		

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	新潟市		32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	月潟村	新潟市の制度を適用する。	32
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	32

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
高齢者紙おむつ支給事業	新潟市		76
高齢者紙おむつ支給事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	76
高齢者紙おむつ支給事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76
高齢者紙おむつ支給事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	76

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
寝たきり老人寝具乾燥事業	新潟市		78
寝たきり老人寝具乾燥事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	小須戸町	新潟市の制度を適用する。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78
寝たきり老人寝具乾燥事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	78

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
高齢者訪問散髪サービス事業	新潟市		80
高齢者訪問散髪サービス事業	新津市	新潟市の制度を適用する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	横越町	新潟市の制度を適用する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	亀田町	新潟市の制度を適用する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	西川町	新潟市の制度を適用する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	月潟村	新潟市の制度を適用する。	80
高齢者訪問散髪サービス事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	80

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	新潟市	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	新津市	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	白根市	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	豊栄市	豊栄市の制度は廃止する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	小須戸町	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	横越町	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	亀田町	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	西川町	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	味方村	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	潟東村	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	月潟村	制度なし	92
高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	中之口村	制度なし	92

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
家庭系ごみ収集及び処理事業	新潟市		218
家庭系ごみ収集及び処理事業	新津市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	白根市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	豊栄市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	小須戸町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	横越町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	亀田町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	西川町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	味方村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	潟東村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	月潟村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218
家庭系ごみ収集及び処理事業	中之口村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	218

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
拠点回収事業	新潟市		226
拠点回収事業	新津市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	白根市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	豊栄市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	小須戸町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	横越町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	亀田町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	西川町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	味方村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	潟東村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	月潟村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226
拠点回収事業	中之口村	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	226

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
し尿収集事業	新潟市		228
し尿収集事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228
し尿収集事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	228

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	新潟市	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	新津市	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	白根市	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	豊栄市	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	小須戸町	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	横越町	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	亀田町	亀田町域に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとし、期間経過後、亀田町の制度は廃止する。ただし、期間内に財団法人新エネルギー財団が住宅用太陽光発電導入基盤整備事業を廃止した場合、その時点で廃止する。	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	西川町	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	味方村	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	潟東村	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	月潟村	制度なし	236
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	中之口村	制度なし	236

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
防犯灯設置等助成事業	新潟市		270
防犯灯設置等助成事業	新津市	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	270
防犯灯設置等助成事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	270
防犯灯設置等助成事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	270
防犯灯設置等助成事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	270
防犯灯設置等助成事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	270

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
就学奨励援助事業	新潟市		312
就学奨励援助事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。	312
就学奨励援助事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。	312
就学奨励援助事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。	312
就学奨励援助事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	312
就学奨励援助事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	312

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
特殊学級介助員配置事業	新潟市		318
特殊学級介助員配置事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318
特殊学級介助員配置事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	318

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
学校開放事業	新潟市		346
学校開放事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間現行のとおりとする。また、使用料については、合併時から無料とする。	346
学校開放事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346
学校開放事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	346

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
商店街空き店舗等対策事業	新潟市		362
商店街空き店舗等対策事業	新津市	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	白根市	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	362
商店街空き店舗等対策事業	小須戸町	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	横越町	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	亀田町	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時における制度の利用者については、期間終了まで現行のとおりとする。	362
商店街空き店舗等対策事業	味方村	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	潟東村	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	月潟村	新潟市の制度を適用する。	362
商店街空き店舗等対策事業	中之口村	新潟市の制度を適用する。	362

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
中小企業向け融資事業	新潟市		364
中小企業向け融資事業	新津市	新潟市の制度に統一する。	364
中小企業向け融資事業	白根市	新潟市の制度に統一する。	364
中小企業向け融資事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	364
中小企業向け融資事業	小須戸町	新潟市の制度を適用する。	364
中小企業向け融資事業	横越町	新潟市の制度を適用する。	364
中小企業向け融資事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	364
中小企業向け融資事業	西川町	新潟市の制度を適用する。	364
中小企業向け融資事業	味方村	新潟市の制度を適用する。	364
中小企業向け融資事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	364
中小企業向け融資事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、利子補給制度は、合併時の利用者について、借入金のある間は返済終了まで現行のとおりとする。	364
中小企業向け融資事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、利子補給制度は、合併時の利用者について、借入金のある間は返済終了まで現行のとおりとする。	364

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
認定農業者の育成・確保事業	新潟市		402
認定農業者の育成・確保事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402
認定農業者の育成・確保事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	402

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	新潟市		404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	404

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	新潟市		406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	小須戸町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	406

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
農業金融対策事業	新潟市		408
農業金融対策事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408
農業金融対策事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	408

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
土地改良事業補助金交付要綱	新潟市		416
土地改良事業補助金交付要綱	新津市	新潟市の制度に統一する。 ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備中または整備構想のある3地区(満日、両新、満日第2)のほ場整備事業のソフト事業費及び調査費等の地元負担は全額市の負担とする。 ②平成14年度において事業中のほ場整備地区(満日)の幹線道路工事費の地元負担は全額市の負担とする。	416
土地改良事業補助金交付要綱	白根市	新潟市の制度に統一する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	豊栄市	新潟市の制度を適用する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	小須戸町	新潟市の制度に適用する。 ただし、小須戸町で100%負担をしている公共施行が望ましい事業(排水路、農道)については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	横越町	新潟市の制度を適用する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	亀田町	新潟市の制度を適用する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	西川町	新潟市の制度を適用する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	味方村	新潟市の制度に適用する。 ただし、味方村で100%負担をしている公共施行が望ましい農道整備事業については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	潟東村	新潟市の制度に統一する。 ただし、潟東村で100%負担をしている公共施行が望ましい集落排水整備事業については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	月潟村	新潟市の制度に統一する。 ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある7地区(大別當、月潟、西萱場、曲通、東長島、木滑、釣寄新)の「ほ場整備事業」のソフト事業費の地元負担は全額市が負担する。	416
土地改良事業補助金交付要綱	中之口村	新潟市の制度に統一する。 ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある8地区(河間三ツ門、羽黒、小吉、次新、道上第4、道上第3、小中川、福島)の「ほ場整備事業」のソフト事業費の地元負担は全額市が負担する。 ②平成14年度において整備構想のある8地区(河間三ツ門、羽黒、小吉、次新、道上第4、道上第3、小中川、福島)の「ほ場整備事業」の県営事業負担金の農家負担(ガイドライン10%)は中之口村が定めた基準に従い最大で3%を軽減する。	416

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
水田農業経営確立対策事業	新潟市		420
水田農業経営確立対策事業	新津市	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	白根市	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	豊栄市	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	小須戸町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	横越町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	亀田町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	西川町	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	味方村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	潟東村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	月潟村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420
水田農業経営確立対策事業	中之口村	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	420

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
家畜防疫対策事業	新潟市		422
家畜防疫対策事業	新津市	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。横越町家畜診療所の運営については合併年度とそれに続く5か年度、現行のとおりとする。	422
家畜防疫対策事業	亀田町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	西川町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422
家畜防疫対策事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	422

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
市民農園等の状況	新潟市		426
市民農園等の状況	新津市	新潟市の制度を適用する。	426
市民農園等の状況	白根市	新潟市の制度に統一する。	426
市民農園等の状況	豊栄市	豊栄市域に限定して、当分の間現行のとおりとする。	426
市民農園等の状況	小須戸町	新潟市の制度を適用する。	426
市民農園等の状況	横越町	新潟市の制度に統一する。	426
市民農園等の状況	亀田町	新潟市の制度に統一する。	426
市民農園等の状況	西川町	新潟市の制度を適用する。	426
市民農園等の状況	味方村	新潟市の制度を適用する。	426
市民農園等の状況	潟東村	新潟市の制度を適用する。	426
市民農園等の状況	月潟村	新潟市の制度を適用する。	426
市民農園等の状況	中之口村	新潟市の制度を適用する。	426

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
市町村営住宅の状況	新潟市		436
市町村営住宅の状況	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	436
市町村営住宅の状況	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	436
市町村営住宅の状況	豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	436
市町村営住宅の状況	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	436
市町村営住宅の状況	横越町	新潟市の制度を適用する。	436
市町村営住宅の状況	亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	436
市町村営住宅の状況	西川町	新潟市の制度を適用する。	436
市町村営住宅の状況	味方村	新潟市の制度を適用する。	436
市町村営住宅の状況	潟東村	新潟市の制度を適用する。	436
市町村営住宅の状況	月潟村	新潟市の制度を適用する。	436
市町村営住宅の状況	中之口村	新潟市の制度を適用する。	436

## 各種事務事業調整方針案

事業名	市町村名	調整方針案	ページ
側溝清掃補助事業	新潟市		446
側溝清掃補助事業	新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。	446
側溝清掃補助事業	白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。	446
側溝清掃補助事業	豊栄市	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。	446
側溝清掃補助事業	横越町	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	亀田町	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	西川町	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	味方村	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	潟東村	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	月潟村	新潟市の制度に統一する。	446
側溝清掃補助事業	中之口村	新潟市の制度に統一する。	446